

1935年、「華北事変」期における日中外交交渉の再検討 —「満洲国」問題と「三原則」をめぐる日中間の対立—

内 田 尚 孝

はじめに

1930年代の日中関係あるいは日中戦争を議論する際に、1931年9月18日の柳条湖事件に始まる「満洲事変」と1937年7月7日の盧溝橋事件に始まる日中全面戦争の関係をどのようにとらえるのか、依然として大きな争点となっている（1）。その際、塘沽停戦協定によって「満洲事変」が一段落した1933年5月31日から盧溝橋事件までの日中関係を実証的に、なおかつ双方向的に解明していく作業がもっとも重要な課題であることは言うまでもないことであろう。

筆者は、すでに1932年から35年にかけての華北における非公式外交の場における日中間の交渉の実態を解明した（2）。そこで本稿では、この時期、なかでも日中関係全体の悪化が大きく進行した1935年の東京－南京間の公式外交の場における日中間交渉の事態に迫ってみたい（3）。

従来、塘沽停戦協定締結後の日中関係は、しばしば「小康状態」と形容されるとともに、相対的に安定した関係で推移したことが強調されてきた。そして、1935年については、年初に「日中親善」ムードが高まり、この流れは公使館の大使館昇格という形で可視化したが、これに反発した軍部が華北分離工作に着手して一気に華北情勢が流動化し、両国間の緊張が高まっていったと叙述されてきた（4）。

しかし、華北分離の志向性は、陸軍、とくに出先軍、出先機関においてはすでに「満洲事変」期から認められ、遅くとも1934年の通車、通郵交渉時期には鮮明化していた（5）。しかも、通車、通郵交渉は、二国間の矛盾が「満

洲国」問題をめぐって露呈していくプロセスでもあった。この矛盾は、1935年以降の日中関係にどのような影を落とし、どのような形で表出していったのであろうか（6）。

本稿では、とくに3つの会談（広田弘毅・王寵惠会談、磯谷廉介・陳儀会談、広田弘毅・蔣作賓会談）に焦点を絞り、ここでどのような話し合いが行われ、双方が何を日中間の問題として認識し、何が二国間の対立点となっていたのか、そして、それぞれの会談はどのような相互関係にあったのか、日中双方の史料を読み解きながら明らかにしたい。なかでも広田弘毅・王寵惠会談と広田弘毅・蔣作賓会談の関係については、これまで判然としない点が多かったが、磯谷廉介・陳儀会談における両者のやり取りを詳細に検討することによって、両会談の関係を含めた1935年の東京－南京間を舞台とした日中交渉の全体像を明らかにすることができるであろう。また、盧溝橋事件勃発前の日中間交渉では、1936年の川越茂・張群会談が、外交レベルでの両国関係の行き詰まりを象徴する交渉としてしばしばクローズアップされてきた。しかし、この会談における対立点はすでに1935年の早い段階で明確化、尖鋭化し、諸会談を通してすでに埋めがたい溝となっていたことを指摘したい。

第1章 「日中親善」の陰で

1935年1月21日と22日の両日、南京で須磨弥吉郎（南京総領事）と汪兆銘（行政院長兼外交部長）との間で会談が持たれた。22日、広田弘毅（外務大臣）は、第67回帝国議会で、「帝国政府ハ、支那ガ一日モ速ニ其安定ヲ恢復スル一方、東亜ノ大局ニ覚醒シ、帝国ノ真摯ナル期待ニ合スルニ至ラムコトヲ衷心ヨリ希望シテ已マヌノミナラズ、我国ト致シマシテモ其善隣トシテ、且ツ東亜ノ安定カタル地位ニ鑑ミマシテ、之ガ実現ノ為メ一層努力シタイト云フ方針ヲ持ッテ居ル」ことを表明した（7）。蔣介石の申し入れを受けて、南京では29日、鈴木美通（公使館付武官）が、30日には有吉明（公使）が、それぞれ蔣介石と会談した。また、有吉明は29日、汪兆銘と会談している。こうした一連の日中間の接触と相互の応答は、5月17日の大使館昇格に至る動きとして、一般的に「日中親善工作」と評されてきた。

しかし、それぞれの会談の内容や相互のやり取り、同時期の日中全体の動

きをみてみると、1935年後半期に顕在化する日中間の対立点が、東京－南京間の公式外交の場においても、すでにこの段階で浮上していたことを確認することができる。

まず1月21日、須磨弥吉郎と汪兆銘が会談した際、須磨が、「(一) 排日及排日貨ノ根絶、(二) 不逞鮮人ノ引渡及策動阻止、(三) 外国ヨリノ顧問、教官ノ招聘、武器購入、資本輸入等ヲ止メ日本ト此ノ種合作ヲ行フコト」の即時実施を提案したのに対して、汪は、「実ハ支那トシテモ右「ライン」ニ沿ヒ度希望アルモ難関ハ満洲問題ナリ」(8)と答え、「満洲問題」がネックになっていることを伝えた。さらに、翌22日の会談で、汪は、「満洲問題ヨリ更ニ大ナル問題トシテ蘇聯ノ外蒙新疆方面進出並ニ其ノ赤化ヲ防止スルコトノ急務ナル旨ヲ高調シテ満洲問題ヲ忘レシムルノ外方法無カルコシ」(9)と、ソ連の脅威を喧伝することによって国民の目を「満洲問題」からそらさせるという苦肉の案を提起している。同年後半期以降の「共同防共」をめぐる交渉の本質を理解する上で重要な発言ということができよう。いずれにせよ「満洲国」問題は、1933年5月31日に塘沽停戦協定が締結されて以降、一貫して日中間交渉の最大の懸案事項であったが、これは1935年段階に入ってもまったく変わっていなかった。

「満洲国」問題が、依然として日中間の最大の懸案であったことは、1月29日に行われた有吉明と汪兆銘の会談で一層鮮明となった。

席上、汪が、「此ノ際日本側ニ於テ満洲問題及中日間ノ諸問題ヲ和平的方法ヲ以テ解決スルトノ意思ヲ表示セラレ同時ニ中国ニ於テハ誠意ヲ以テ排日ヲ取締ル旨ヲ表明スルコトトシ度キ」意向であることを伝えたのに対して、有吉はただちに「御話中又々満洲国ニ言及セラレタルハ本使ノ諒解ニ苦シム所ニテ既ニ独立国タル国ノコトヲ問題トスルハ日本ノ到底容認シ得サル所」であると激しく反論した。続けて有吉は、「唯中日間ノ問題ヲ和平的方法ヲ以テ解決セントノ点ハ至極結構ノコトト存スル処右和平的云々トハ果シテ如何ナル意味ナリヤ」と詰問ぎみに問いを投げかけた。汪は、「若シ日本カ此ノ上中国ヲ侵略セストノ言明ヲ与ヘラルルニ於テハ同時ニ中国モ亦排日ヲ止ムルトノ声明ヲナシ今後ハ排日運動モ禁止シ教科書ノ排日材料モ取除キ誠意ヲ以テ取締ノ徹底ヲ期シ度キ決心ナリ」と答え、柳条湖事件に始まる日本の

対中国侵略が「排日」の原因であることを仄めかしつつ、日本の対中国不侵略こそが「排日」運動取り締まりの前提であるとの考えを示した。これに対して、有吉は、「元来日支間ノ関係改善ノ為ニハ支那カ排日ヲ熄ムルコトカ先決問題ナリ現在日本カ支那ニ対シ侵略ノ意図無キコトハ日本政府カ既ニ屢々世界ニ向テ声明セル処ニシテ日本トシテハ今更改メテ斯ノ如キ声明ヲ為ス必要無キモノト考ヘ居レリ」(10)と述べ、中国側の「排日」禁絶が最優先課題であり、そもそも日本には対中国侵略の考えはないため、中国側の提案を受け入れる必要はないと主張した。

翌1月30日、有吉明は蒋介石と会談したが、この会談に同席していた黄郛(行政院駐北平政務整理委員会委員長)は、同日夕、別途有吉と会談した。ここで黄は、前日の有吉・汪会談を踏まえ、「満洲問題」について、あらためて「日本側カ将来満洲問題ヲ和平的の形式ニテ解決スルト言フカ如キ種類ノ言明ヲ極メテ内密ニ広田外相ヨリ蔣ニ与ヘラルル様ノコト願ヒマシキヤ」と要請した。これに対して、有吉は、「昨日汪院長ト会見ノ節類似ノ申出アリタルモ拒絕シ置キタル次第ナルカトテ満洲国問題ニ対スル我方ノ厳乎タル態度ヲ説示シ」、「仮令日本ノ当局者何人ト雖又如何ナル形式タルヲ問ハス満洲国問題ニ触ルル此ノ種ノ言質ヲ与フルコトハ絶対ニ望ナシ」(11)と答え、「満洲国」問題について議論する余地はないとの姿勢を明らかにした。

従来あまり注目されてこなかったが、このように1935年1月段階の日中ハイレベル接触において、すでに「満洲国」問題をめぐって激しい応酬が行われていた。また、これらの会談を通して、日本側は「満洲国」建国からすでに3年を経とうとしていたにもかかわらず、中国側が依然として「満洲国」問題で譲歩しようとしていないことを、他方、中国側も同問題で日本側から何らの歩み寄りの姿勢も引き出すことができないことを確認することとなった。1934年3月1日には「満洲国」の帝政移行が断行され、35年4月には「康德帝」溥儀の訪日が予定されるなど、日本は「満洲国」の既成事実化、「日満」関係の偽装的「二国間関係」化をより強化しようとしていた。ちなみに蔣作賓(駐日公使)は、溥儀訪日が間近となった3月15日、「溥儀が東京を訪問し、盛大な歓迎があるようで、(蔣作)賓がここに居るのは都合が悪いため、台湾などを訪問して僑民を視察する予定である」(12)と、溥儀訪日期間中、

自らが日本を離れる考えであることを外交部に打電している。

第2章 「中国側三原則」の提示

先に見たように1月29日の有吉明・汪兆銘会談の席上、汪は「若シ日本カ此ノ上中国ヲ侵略セストノ言明ヲ与ヘラルルニ於テハ」と、日本に対して対中国不侵略の言明を迫っていたが、これには現実的危惧があった。

1934年11月12日、青島で、さらに16日から数日間にわたって上海で中国駐在の日本軍武官による会議が開かれていた。後者では「国民政府ヲ打倒シ親日区域ヲ拡大スルノ国策ヲ遂行スルコト」(13)などが申し合わされたという。中国側もこれらの会議の様子をいち早く察知していた。

また、1934年10月、察哈爾省張北^{チヤハル}を守備していた第29軍第132師団の兵士が、支那駐屯軍の川口清健(参謀)ら8名の身柄を一時拘束、40分後に解放したが、日本側が第29軍側に抗議し、これを受けて宋哲元(第29軍長)が、趙登禹(第132師団長)に陳謝させるとともに、12月7日、将来にわたる保障を表明したことで、ひとまず解決を見た(第一次張北事件)。これとは別に同年後半期、「満洲国」との境界に位置する察哈爾省東部地域で第29軍の歩兵・騎兵と「満洲国」自衛団との間で小競り合いが起こり、35年1月17日、関東軍第7師団の一部が出動するに至った(第一次察東事件)(14)。

1935年の年明け早々、東京の蕭叔萱(駐日武官)からは、「一カ月来の情勢は緊張しており、職(蕭)は新年を利用して日本の軍部当局と交歓を行い、日本の陸軍中央部は強硬を主張しているが、まだ急迫してはいない、ただ前線の幹部は、行動を起こしたがっていることを確認した」(15)、との報告がもたらされていた。

1月10日、蔣介石は、宋哲元に対して、「今春敵は必ずわが察哈爾省東部あるいは華北に高圧的な威嚇を行ってくるであろうから、察哈爾省東部に対し積極的に兵力を増強し、防衛を強固にし、その擾乱の野心を抑え込むよう」要請(16)、翌日、周駿彦(軍政部軍需署長)に対して、宋哲元宛てに察哈爾省補助費5万元を送金するよう指示した(17)。蔣は、日本に対する警戒心を決して緩めてはいなかった。

1月20日、何応欽(軍政部長兼軍事委員会北平分会代理委員長)は、蔣介石、

汪兆銘および黃郛宛てに次のような電報を打電した（18）。

対日外交に関して、中央は速やかに根本政策を決定されたし。さもなければ対応する術がない。目下の華北情勢は、閩東軍、（支那）駐屯軍が随時一枚の声明書でただちに直接行動を起こしており、これは決して国際外交の常軌に則ったものではない。もし中央が対日外交政策について根本的な決定を行えば、直接日本の中央部門と外交の常態を恢復でき、案件が発生した場合、（交渉）相手のもとを訪れることができ、たとえ結果が割に合わないものであっても、目下のその時その時対応し、多方面に気を遣い、時に相手を見つけられない状況より良いと思われる。

電報文中の「一枚の声明書」とは、前日の19日午後8時、高橋坦（公使館付武官補佐官）が何応欽に対し、第29軍が察哈爾省赤城県独石口から沽源県一帯に駐屯している部隊を撤退させないならば、閩東軍による「肅清」に踏み切ると通告した文書のことを指している（19）。緊張の度を増す華北の最前線で対日交渉の責を負っていた何応欽は、塘沽停戦協定締結交渉やそれに続く善後交渉のような現地における非公式外交の場における日中間交渉はもはや限界であることを痛感していた。何応欽が、通車、通郵交渉が妥結してもなお安定しない華北情勢に先行きの厳しさを感じ取っていたことは間違いないだろう。こうして何は、行政院駐北平政務整理委員会や軍事委員会北平分会が担ってきた華北における日中間交渉を、中央政府レベル間の公式外交の場における外交交渉に一元化するよう提言したのである。

何応欽がこの電報を發した翌日の1月21日に一連の南京における日中間接触の最初の会談（須磨・汪会談）が持たれたことを考えると、同電と一連の会談とが無関係ではなかったことがうかがわれる。

また、これとは別に、国民政府が高官を訪日させ、中国側の対日外交政策を直接東京サイドに伝えるとともに、日本の対中国政策の真意を探ろうとする動きが具体化する（20）。なぜなら、中国側が日本の対中国政策に疑念を抱いていたからである。例えば、1月20日付『申報』が、「日本軍の察哈爾侵略ニュースの中、広田、対華外交刷新」という皮肉な見出しで日本の議会の

様子を報じていたように、1月22日の広田外相の外交方針演説の内容と華北における日本軍の実際の動きとの間には、あまりにも大きな落差があった。また、東京の蔣作賓からは、「日本の対中国政策にはまったく何の転換もなく、天羽声明と広田演説はともに一貫したもので、相違点は言葉遣いの強硬と婉曲（の差）に過ぎない」（21）という見方が伝えられてきていた。

2月9日、蔣介石は、汪兆銘に対し、王寵恵（ハーグ国際司法裁判所判事）が「近日中に帰任するが、どうか日米経由で欧州に向かうルートを取り、東京で日本当局を訪問して意見交換し、日本側の真意を探る」よう要請、王に訪日の任務を託す理由は、「他の者を派遣することより目立たない〔無痕跡〕」からであった（22）。12日には、黄郛が王寵恵を往訪し、訪日の際の課題について相談している。とくに東京での会談あるいは接触相手の決定は、かなり神経を要する作業であったようで、「露出し過ぎると宣伝に利用されるおそれがあり、逆の場合は、先方は純粋な経由地通過の客として接待し、訪日の意義が失われてしまうおそれがある」（23）、と汪兆銘に報告している。14日、15日の両日、王寵恵と黄郛は上海入りした汪兆銘を交えて詰め^{ママ}の協議を行い、「会談の程度は、南京で決定した四項目の原則を限度とし、先方の本心〔真態〕を探ることを主旨とする」方針を確認した（24）。

2月16日、中央通訊社は、14日廬山で行われた蔣介石と朝日新聞特派員の会見内容を配信した。前日、蔣は、王寵恵に対して「そのうち第三、第四、第五項目のやり取りにとくに注意」するよう促した（25）。朝日新聞の報道によれば、全12項目にわたる質疑応答のうち第三項は、「現在の難局を打開する根本原則は道義の二字に尽きる」と、「道義」を強調した点に、第四項は、「日本が支那に対して侵略と武力の圧迫を避けて再び支那の人心を刺激するやうなことがなければ根本的に両国の感情を改善する可能性は十分ある」と、不可侵を大前提とした関係改善を呼びかけた点に、第五項は、経済提携については「先づ両国国交の現状を改善し」、「併しそれには飽く迄互助互惠の誠意を基とすべくその他の目的があつてはいけない」と、互惠を基礎とすべきことを説いた点に（『東京朝日新聞』および『大阪朝日新聞』、2月17日）、それぞれ蔣が力点をおいて回答した箇所であった。ただ、蔣介石は、第三項において「道義」を強調した後、話を三百年に及ぶ反清思想へと発展させ、「東

北問題が進展して現在に至り、傷口の痛みは益々ひどく、この思想は根が深く取り除くことは困難である。東北問題が今日のみであれば、この種の反感は日に日に深刻となり、史実の累積は、いかなる力をもってしても消滅させることはできない。ゆえに中日提携が実現するか否か研究するに当たり、この種の国民心理の重要要素を軽視してはならない」と述べ(26)、「満洲国」という直接的表現を避けながら、「満洲国」問題を解決することの重要性を訴えていた。他の項目と比べ、分量的に最も長く語っている点からも、蔣が本項をとりわけ重視していたことは間違いない。しかし、朝日新聞はこの部分を記事から削除して報じており、蔣のメッセージは日本の読者には正確には伝わっていなかった。

2月18日神戸に到着し、19日に東京入りした王寵惠は、20日と26日の2回にわたって外務省で広田弘毅と会談した。日本側記録によれば、この会談で王が強調したのは、次のような中日関係についての三原則（「中国側三原則」）であった(27)。

- (一) 日支関係ハ平和的方法ニヨリ処理セラルヘキコト
- (二) 両国ハ対等ノ交際ヲナスヘキコト、殊ニ支那ヲシテ国際法上平等ノ立場ニ立ツニ至ラシムルコト肝要ニシテ例ヘハ不平等条約ノ撤廃ハ支那全体ノ熱望スル処ナレハ日本ニ於テ成ルヘク速ニ右話合ヲ進メラルルコトヲ得ハ両国ノ関係改善ヲ促進スヘシト思考ス（尚其ノ際不平等ノ一例トシテ在支外国軍隊ノ件ニモ夫トナク言及セリ）
- (三) 両国ハ友情ヲ以テ相交ハルヘキコト、支那ニ於テハ排日等ニ関シ今後共充分取締リヲ勵行スヘク一方日本側モ亦之ニ「ミート」セラレ度例ヘハ事実ノ真否ハ承知セサルモ噂ニ聞クカ如キ殊更地方政權ヲ支援スルカ如キコトハ避ケラレ度又北支ニ於テ衛生上種々有害ナル業務ニ従事シ居ル鮮人等ニ対シテハ充分取締リヲ加ヘラレ度

この「中国側三原則」のうち(一)と(三)は、第1章で考察したように、1月21日以降の日中間の接触で、断片的な形ではあったが、すでに中国側が日本側に伝えてきていた。そして(二)の不平等条約撤廃要求についても、

1月22日、汪兆銘が、須磨弥吉郎に対して、「日本カ支那ヲ独立国トシテ対等ニ取扱ヒ領土的野心無キ旨ヲ明白ニ表示セラレン事ヲ熱望スル次第ナリ」(28)と述べていたように、「独立国」、「対等」という表現で、さらに2月2日付『中央日報』に掲載された1日付「声明」において、蒋介石が、「平等ノ原則ニ遵ヒ相互ニ誠意ヲ披瀝シテ始メテ疑惑ヲ一掃シ光明ノ途ヲ進ムヲ得ヘク支那ノ過去ニ於ケル反日感情及日本ノ対支優越態度ヲ共ニ改善スルコトハ将ニ善隣敦睦ノ途ナリ依テ全国同胞ハ一時ノ衝動及反日行動ヲ制裁シテ真意ヲ表示スヘク余ハ日本モ亦真意ヲ以テ之ニ応シ得ヘキコトヲ信ス」(29)と、「平等」、「優越態度の改善」という表現で、それぞれ表明していた。王寵惠は、会談においてこれらをあらためて三項目にまとめ、広田弘毅に直接伝えたのである。会談に先立ち、蒋介石が、蔣作賓に対して「広田訪中の前に、本件についてまず解決方法の見込みがなければならないことを婉曲的に伝える」よう指示していたように(30)、この「三原則」は、中国側にとって中日間の関係改善を図る上で必要不可欠な条件と考えられていた。

なお、ここには、前年4月17日に発表され、国際社会、とりわけ中国の強い反発を招いたいわゆる「天羽声明」に表出された日本の対中国政策に対する対案という意味合いを読み取ることができる。「天羽声明」には、欧米列強の中国への関与を排除しようとする日本の「モンロー主義」的外交方針に言及した部分のほかに、「日本ハ東亜ニ於ケル平和及秩序ノ維持ハ当然東亜ノ諸国ト責ヲ分ツヘキテアル。日本ハ東亜ニ於ケル平和及秩序ヲ維持スヘキ使命ヲ全フスル決意ヲ有シテ居ルカ、右使命ヲ遂行スルカ為ニハ、日本ハ先ツ友邦支那ト共ニ平和及秩序ノ維持ニ努メナケレハナラナイ」(31)と、日中両国の東アジアにおける役割に直接言及した箇所があった。ここには繰り返される「東亜」という言葉とともに、「友邦支那ト共ニ」という文言が確認できるが、当然ながら日本とこの「友邦支那」はいかなる関係なのか、両国はいかなる関係で東アジアの平和と秩序を維持していくのが疑問として浮上してこよう。

蒋介石は、2月10日、対日外交について以下のような5項目にわたる方針を書き記している(32)。

- 一、日本の外務省を主体とする。四方に接触し、自ら足並みを乱してはならない。
- 二、対日外交は適切に処理する。常時、対英米関係と国際的立場を念頭に置かなければならない。
- 三、アジア主義のペテンにかかってはならない。日本と国際（社会）いづれにも親善を行う。
- 四、妥協のプロセスには一定の限度が必要である。英米に対してもある種の特別な活動が必要である。
- 五、対日外交は、受動的立場に徹すべきである。自発的に痛快な解決を謀ろうとしても、しばらくは駄目である。

このうち第二、第三、第四項目は、まさに「天羽声明」に直接関連、あるいは対応する内容を含むものであることを容易に読み取ることができる。とくに第三項で「アジア主義のペテンにかかってはならない」と記しているように、「天羽声明」に示された一方的地域秩序観に潜む問題点を鋭く見抜いたうえで、イギリス、アメリカとの関係を適切に運用して対日問題を処理していこうとしていたことがうかがわれる。また、第一項目に、先述した対日外交の一元化を掲げている点にも注目しておきたい。

中国政府は王寵惠の訪日を通して、まさに「天羽声明」と「広田演説」、両者は本質的に同じなのか、異なるのか、見極めようとしていたといえるであろう。

第3章 「中日友好条約綱領」

1935年5月2日深夜から3日未明にかけて、天津日本租界で親日の新聞社社長2名が立て続けに暗殺されるという事件が起こった（天津日本租界事件）。これを口実に現地の日本軍は、華北地域を国民政府の施政下から切り離す、いわゆる華北分離工作に本格的に乗り出し、日中関係は緊張の度を深めながら急激に悪化していった。

同事件の発生を受けて、5月29日に酒井隆（支那駐屯軍参謀長）と高橋坦が何応欽を往訪し、国民党部や中央軍の河北省撤退などを含む過酷な要求を

突き付け、6月10日、何はこれらを口頭受諾した。しかし、日本側は執拗に文書での回答を要求し、7月6日、何が梅津美治郎（支那駐屯軍司令官）宛てに「自主的に遂行する」旨を「普通通信」で伝え、ようやく事態は一段落した。ただ、華北問題をめぐる日中関係が新たな局面に入ったことは明らかであった。さらに、察哈爾省でも、6月5日、第二次張北事件が、またこれとは別に6月11日から24日にかけて独石口周辺で軍事的小競り合いが起きていた（第二次察東事件）。

ところで、後のいわゆる「広田三原則」策定過程との関係で従来注目されてきたのが、この間の6月17日に行われた唐有壬（外交部常務次長）と吉明（4月20日一時帰国の途に着き、6月12日大使として上海に帰任）の会談であるが、この公式外交の場とは異なる非公式な場での日中間の接触が複数回にわたって行われていた。この接触は、上海を舞台に磯谷廉介（大使館付武官）と陳儀（福建省政府主席）との間で極秘裏に持たれた。これまで両者の間で接触があったことについては日本側史料から断片的に知られていたが（33）、近年の中国側史料の公開によって全容を把握することができるようになった。そこで、ここでは中国側史料を読み解きながら、相互のやり取りを復元しつつ少し詳しくみておくことにしたい。

磯谷は、公使館付武官の鈴木美通の後任として、4月14日、上海に着任したが、大使館昇格にともなって大使館付武官の肩書となった（34）。その後間もなく天津日本租界事件が発生し、日中関係全体を揺るがす大事件へと拡大発展しつつあった6月5日、支那駐屯軍および関東軍と協議するため天津へと向かっている。その途上、磯谷が、花谷正（済南駐在武官）らに語った話のポイントを、同席していた若杉要（大使館参事官）が記録している（35）。

- 一、満洲事変後既ニ三年以上経過シ居ルモ蔣介石ハ自己ノ野望達成ノ為依然トシテ対日満裏面工作ヲ改メサル処内外ノ情勢ニ鑑ミ今日ハ彼ノ政策ヲ是正シ其ノ具タル政治団体ヲ少クトモ華北ヨリ駆逐スル好時機ナリトモ認ム尤モ吾人ハ蔣自身ヲ倒スコトカ直接目的ニ非スシテ蔣ノ行ヘル政策ヲ不可トスルモノナリ然シ蔣ニシテ我要求ヲ容レンカ必ス失脚スヘシ

- 二、華北ニ対スル今回ノ要求貫徹ハ滿洲国承認工作ノ第一段ニ外ナラス
- 三、支那側ハ極力本問題ノ地方的局限ヲ欲シ居ルモ……吾人ハ断然之ヲ排撃シ中央ノ問題即チ蔣及南京政府ノ政策ノ是正ヲ目的トスヘシ
- 四、従来ハ大ヲ要求シ小ヲ得ントシタル傾向アルモ今回ハ我要求ヲ全部貫徹スルヲ要シ之カ実現ニハ武力ヲ行使スト迄腹ヲ極メサルヘカラス

すなわち、現行の国民政府の政策を認めず、最終的には蒋介石の失脚もやむを得ずとし、何応欽に対する諸要求の提出は「満洲国」承認に向けた圧力の一環であり、北平における交渉は、中央政府に政策転換させることを目的としなければならない。しかも、場合によっては武力行使も辞さない、と主張するなど、磯谷は、北平で何応欽に要求を突き付けていた酒井や高橋とはほぼ同一の対中国強硬論を共有していた。

この後、6月10日上海に帰任した磯谷廉介と陳儀との間で、中国側の記録によれば断続的に複数回にわたる接触が持たれた。このうち7月20日の会談では、主に国民政府首脳が訪日して現状を打開することについて話し合われている(36)。

陳：蔣(介石)先生は、日本がもし代表を派遣するなら、自ら誠意を持って会談することをすでに受け入れている。ただ、何応欽部長が最も良いと考えているのは、貴国の代表が訪中する前に、まずわが国が、蔣先生が最も信任している人物を貴国に派遣するというものである。

磯谷：これもいいが、第二案である。もっとも良いのは蔣先生が自ら日本を訪問していただくというもので、往復二三週間に過ぎないが、その効果は代表を派遣する案にはるかに勝る。これが第一案である。

陳：第一案は、目下の国内情勢に照らしてみればなお実施困難であり、第二案ほど穏当ではない。急がば回れ、慎重を期すべきである。

磯谷：イギリス、アメリカ、ソ連諸国は、日中関係の改善に対して必ず多方面から中傷するだろう。蔣先生はこれらの流言に動揺することな

く、固い決心を持っていただきたい。本件の進行形式、手順について中国側はどのように考えておられるのか。

陳：予備作業はまず軍部方面と私人として議論し、かなりの結果を得たら、外交ルートで公式に会談を行う。ただ外交方面、例えば大使には要旨を報告する。

磯谷：これに賛同する。自分は陸軍軍人で、全体を代表することはできないが、事前の打ち合わせはまず双方の軍部が諒解して進めるのが、かなり都合がいい。

陳儀が、蔣介石から最も厚い信任を得ている人物を訪日させたいと提案したのに対して、磯谷が、蔣介石自らの訪日を求めている点や、事前協議を軍ルートで行うことで双方意見の一致をみている点、さらに磯谷が中国とイギリス、アメリカ、ソ連との関係を気にしている点などが注目される。なお、蔣介石は、訪日する中国側代表として、何応欽と陳儀、あるいは朱培徳（參謀総長代理）と熊式輝（江西省政府主席）という組み合わせを提案している（37）。

また、これに先立つ18日、磯谷廉介は陳儀に対して、個人的見解であることわりつつ、「満洲国承認問題に関しては、今はお互いに話さなくてもよい、将来あらためて話せばよい」（38）との考えを示していた。しかし、これは、文字通り「満洲国承認」を求めず、「不問に附す」という意ではなかった。「日支親善とか提携とか申事は満洲事変、上海事変等両国々交を疎碍し来れる原因を此際一律除去して後求め得べきものに有之其原因と申すものは所謂満洲国承認なるものには決して無し……両国紛争ヲ惹起せしめたる原因即ち南京政府要人連中か今日迄十数年採り来れる対内対外政策其者にて此原因か両国々交の禍根をなし居るものに候へは南京政府要人連中か之を是認し其過去の政策を根本的に是正して」はじめて提携交渉ができる（39）、つまり「満洲国」承認要求以上に国民政府の内外政策を根本的に変えることの方がはるかに重要、との考え方にもとづく見解だったのである。この真意はその後の接触で明らかとなる。

7月23日、両者は再会し、席上、磯谷は中国内政問題にまで及ぶ持論を展

開する(40)。

磯谷：党の対内、対外政策や一党独裁主義が改められなければ、必ずや党を擁護する一部の人の利害しかわからず、人民および国家の福利は顧みられないことになる。両国の真正の親善を謀ることは絶対に不可能である。ゆえに日本は蔣先生が徹底的に改革することを希望する。満洲事変、上海事変に対して中国政府は責任を負わなければならない。戦争の結果については、日本は事実上の戦勝者で、中国は敗戦者である。日本は領土割譲や賠償を要求しなかった。ただ上海、塘沽両停戦協定を終結させ平和条約にするに際しては、中国政府は必ず責任を負う表明をしなければならない。

陳：党の改善に関して、蔣先生は現在考慮中で、蔣先生は必ずや改革の決心があると思う。満洲・上海両事変の責任問題は相互に不問として感情の融和を図り、以て両国の真正の親善を謀る目的を期し、上海・塘沽両停戦協定解消の手續きについては、平和条約内で説明すべきであろう。現在、互いに口頭で議論しているが、私的レベルで文書化することを話し合った方がいいのではないか。

磯谷：個人の資格で条文を書き相互に討論することはよいのではないか。閣下、どうか意見を書いていただき、われわれ二人がお互いに話し合うのはいかがか。

陳：わたしが試案をつくり、後日再び相談しよう。

磯谷は、中国国民党による一党独裁体制の見直しを迫っているが、これは決して政治的民主化を念頭においた要求ではない。先に見た花谷に対する発言、あるいは「満洲国」承認要求棚上げの理由からも明らかなように、日本側要求を抵抗なく受け入れる政権の出現を望んでのものであり、陳との間には越えがたい落差があった。また、満洲事変(塘沽停戦協定)、上海事変(上海停戦協定)をめぐる両者の姿勢の違いが顕在化している点が注目される。

ただ、陳の「文書化」という提案とこれに対する磯谷の前向きな反応を受けて、中国側はただちに試案作成作業に入り、「中日友好条約綱領」を策定、

7月25日の接触の際、陳はこれを礎谷に提示した。原則と軍事、経済、文化の3パートからなる全文は以下のとおりである（41）。

中日両国は共存共栄、東亜永久平和維持の観点から、左記の如き原則を定める。

（一）双方は誠意を以て、相手方の独立、主権並びに行政の完全を相互尊重しなければならない。

（二）一方が、相手方を破壊、侵害したり、相手方に被害を及ぼすことを庇護したりするような行為をしてはならない。

（甲）軍事問題

（1）防ソ〔俄〕を両国の共同目的とする。

（2）上記項目を達成する観点から、機材、技術、資源はこれを互助しなければならない。

（3）上海、塘沽両協定をただちに撤廃する。

（乙）経済問題

（1）平等互惠、貿易の均衡を原則とする。

（2）中国が必要とする工業製品は、価格面で他国と同じかあるいは低廉な場合、可能な限り日本製品を購入する。

（3）日本が必要とするあらゆる工業原料は、可能な限り中国から購入する。中国製の工業製品については、日本はまた上項の原則にもとづいて、中国から購入する。

（4）中国政府が自力を以て財政、金融、産業に対して施策している時は、日本は善意の精神を以て、これに対する協力を惜しんではならない。

（5）日本が中国に投資する際、条件がよければ、中国は可能な限り受け入れる。

（6）両国の工業の協調をはかる。

（7）両国経済の互惠発展を求め、日本は率先して不平等条約を破棄しなければならない。

（丙）文化問題

- (1) 東方文化の明朗化〔昌明〕、儒教思想の発揚に関して、双方は共同の努力を行い、東方精神の特徴を確保しなければならない。
- (2) 両国の国民間において、学術、文化協力を増進する団体および事業に関して、双方の政府は促進、支援をしなければならない。

陳儀がこれを磯谷に見せる際、「起草した綱領は、相互に主権を尊重し、経済および文化で協力し、軍事面で共同防ソ〔俄〕する等の項目である」(42)と説明を加えていたように、独立・主権の相互尊重、相互不可侵、平等互惠を大原則として幅広い分野で相互協力体制を構築していくことに主眼をおいた案文であることが読み取れる。この点でいえば、まさに王寵惠が広田弘毅に提起した「中国側三原則」を具体化したものであった。実際、蔣介石は、「中央の対日根本方針はいかなるものか」を問う何応欽の電報に対して、「1月の決定に変更はない」(43)と答え、楊永泰（重慶行営秘書長）も「正月南京で決定した四原則にもとづいて適切に実行し、双方の関係改善を期す」(44)考えを示していた。

また、軍事問題として上海停戦協定、塘沽停戦協定の即時撤廃、経済問題として不平等条約の破棄を盛り込んでいる点が注目される。とくに前者については、非公式レベルでの文書とはいえ、中国側が文書形式で両協定の解消を日本側に提起したのはこれが初めてであった。さらに、この後の日中間交渉で最大の懸案となっていくことを考えると、日本軍が華北分離工作に着手し始めたこの段階で、中国側において両協定解消を政府レベルで公式に求めていくとのコンセンサスが形成されていたとみてよいであろう。

陳が、この文書を磯谷に見せた後、引き続き両者間で次のようなやり取りが交わされた(45)。

磯谷：かかる原則は両国にとって至当であるが、今は話し合うことができない。これは第二ステップの仕事である。現在日本が希望しているのは、国民党の対内対外政策の一変であり、親善を妨害する各種秘密団体の徹底的解散である。蔣先生が国家のためにこの大転換の決心をし、満洲事変・上海事変を終結させるために誤った政策の責任

を負う、この二つのことがしっかり行われた後に親善の実行を話し合っ
て初めて首尾一貫して効果的に行うことができるのである。日本に中国を侵略する
考えがまったくないことは、将来自ずと事実が証明してくれるであろう。

陳：国民党の改善について、蔣先生はもとよりこの決心を抱いているが、
本件は相当な時間が必要である。今年11月の五全大会開会で何らかの表現がある
であろう。

磯谷：蔣先生にかかる決心があるのなら11月まで待つこともよいであ
ろう。しかし日本は以前蔣先生の日本に対する親善の言論を耳にした
が、事実上何ら証明するところがなかったばかりか、これに反する
表現さえあった。ゆえに今回は必ず蔣先生に事実上政策が改変され
たことの証明がなければならない。

日本側要求を受け入れるのが先か、中国側が示す二国間関係の大原則が先
か、磯谷と陳との非公式接触であらためて明らかとなったのは、日中関係を
再構築するに当たっての両者の立脚点の根本的な相違であった。しかも、日
本側要求に沿った国民党・国民政府の大改組をも含む政策の大転換など、そ
もそも中国側がのめるはずのない要求であった。なお、陳は、訪日使節を再
度打診したが、磯谷は、「中国が対日（政策を）根本的に変え、それを事実
で証明するまで、使節の訪日は駄目ではないが、おそらく何の効果もないで
あろう」と、積極的に応じる姿勢を見せなかった（46）。

8月10日、何応欽と会談した須磨弥吉郎は、何の発言を次のように報告し
ている（47）。

軍部ヨリ日支問題ニ関シテハ先ツ軍部ト話合フ様夫レトナク申出ノ次
第モアリ張群、陳儀及自分等ニ於テ先般来^{ママ}磯谷武官ト会談ヲ續ケ来リタル
処要スルニ支那側トシテハ本年二月決定セル対日方針ニハ変化ナケレハ
大体日支根本問題ハ誠意ヲ以テ解決スル積リナルモ満洲国ノ承認丈ケハ
困ル旨申出テ置キタル次第ナルカ（七日上海ニテ磯谷武官モ本官ニ対シ大
体同様ノ内話ヲ為セリ）実ハ外務官憲ト此ノ種話合ヲ続クルコト得策ナリ

ト存シ居ルモ右様ノ次第モアリ今回蒋介石トモ打合ノ上蔣大使ヲ二十日頃ニハ急キ帰任セシメ主トシテ東京ニテ話ヲ進メシムルコト適當ナリトノ意見ニ一致シ居レリ。

また、これとは別に8月14日には、唐有壬が、有野学（大使館書記官）に対して次のように語ったことが報告されている（48）。

先般陳儀、磯谷武官応酬ノ際ノ武官ノ日本中央軍部ニ対スル連絡程度判明セス恐ラク会談ノ内容モ武官ヨリ中央ニ通シ居ラサルカ如キ模様ナリシ為中途ヨリ話ヲ打切りタル次第ナルカ右ノ如キ経緯ニ鑑ミ政府ハ近ク張群ヲシテ或種ノ試案ヲ携ヘ渡日ノ上広田外相、林陸相及牧野内府ノ三人ト懇談シ……両国関係打開ノ相談ヲ為サシ（ム）。

以上二つの報告や先に見た磯谷廉介・陳儀会談の内容を踏まえると、第1に、磯谷と陳の接触は、日本軍側からの示唆を受けてのものであったこと、第2に、7月25日に陳が示した「中日友好条約綱領」は、何応欽、張群（湖北省政府主席）、黄紹竑（浙江省政府主席）、陳儀、唐有壬ら塘沽停戦協定締結交渉以來中日間交渉を担ってきたメンバーが中心となって策定したものであったこと（49）、第3に、中国側の試案がこの段階で磯谷を通して東京サイドに伝わっていないようだったので陳の接触が打ち切られたということ（50）、そして第4に、両報告ではまだ流動的であったことがうかがわれるが、こうして蔣作賓の帰任にともなう広田弘毅・蔣作賓会談の開催が準備されていったことなどを指摘することができよう。

第4章 広田弘毅・蔣作賓会談

7月4日、一時帰国の途についた蔣作賓は、8月30日、東京に帰任し、9月2日（第1回会談）に続き9月7日、広田弘毅を往訪し、日中関係改善に向けた国民政府の考えを詳細に語った（第2回会談）（51）。

まず、蔣は、2月に広田と会談を行った王寵惠からの「報告接到ト行違ニ北支事件発生シ蔣委員長ハ全ク驚倒セリ、即チ自己ノ決心信念ニ拘ラス日本

ハ之ト反対ノコトヲ為セル為蔣委員長ハ日本政府当局ノ態度ニ非常ナル疑惑ヲ抱クト共ニ此ノ日本ノ態度ニハ大ニ悲感シタリ。北支事件ノ際蔣委員長ハ軍隊ノ河北引上ヲ命シタルカ之ハ斯クノ如キ日本ノ遣方テハ到底日本ト提携ハ出来ヌト考ヘタルヲ以テナリ……蔣氏トシテハ日本ノ真意奈辺ニ存スルヤ全ク不明ニテ之テハ仮ヘ万難ヲ排シテ日支提携ヲ実現セシメントスルモ到底不可能ノコトナリ」と、天津日本租界事件発生以降の日本側の行動に対する疑念の増大と失望ぶりを伝えるとともに、「真実ノ日支親善ヲヤル為ニハ両国互ニ尊敬シ相互ニ平等ノ地位ヲ持スルコト根本的先決条件」であり、「日支親善ニ対スル蔣委員長ノ意向ハ叙上ノ通り強イ国カ弱イ国ニ同情スルニ非レハ真ノ又永久的親善ハ不可能」である、というものであると、平等な関係の樹立を訴え、王寵惠が提起した「中国側三原則」の想起を促したうえで、あらためてその「三原則」を提示した。ただ、日本側記録によれば、2月段階とは順序に変化が認められ、王寵惠が提示した際の第二項が第一項に、第三項が第二項に、第一項が第三項にそれぞれ入れ替っている(52)。蔣作賓は、この会談において中日両国の「平等」な関係、その前提となる中国の主権の「独立」をより強調しようとしていたと考えてよいだろう。

これに続けて、「日支提携実現ノ為ニハ更ニ上海停戦協定塘沽停戦協定及北支事件ニ関連スル両国間ノ取極ヲ取消スコト之ヲ要スルニ満洲問題ヲ除外スルノ外日支両国間ノ関係ヲ九月十八日以前ノ状態ニ復スルコト必要」で、その理由は、「日支提携成立ノ上ハ上海及塘沽停戦協定等ハ事実上不要トナルノミナラス之アリテハ平等ノ立場ハ存在セス又日支親善トハ申サレス」と、上海停戦協定と塘沽停戦協定の解消を要求した。中国側が両協定の解消を公式会談で求めたのはこれが初めてのことである。しかも蔣は、これは「御国ニ対スル蔣委員長ノ要望」であると言い添え、国交改善のために必要不可欠の措置であることを示した。

次に、前述した部分にも「満洲問題ヲ除外スル」云々という形で触れられている「満洲問題」について、蔣作賓は、「満洲問題ハ支那人トシテ到底忘れ得サル事件ニシテ満洲国ノ独立ヲ絶対承認シ得ス但蔣委員長ハ今日ハ之ヲ「不問ニ附ス」トノ意向ナリ。「不問ニ附ス」トハ貴国ニ対シ貴国ノ満洲国承認ノ取消ヲ要求セスト云フ意ナリ。之モ実ニ至難ノコトニシテ万一之ヲ公言

センカ直チニ暗殺サルヘシ然レ共蔣委員長ハ此ノ問題ノ為日支親善ノ阻止セラルルハ如何ニモ残念ナルニ付暫ク之ヲ不問ニ附サントスルナリ」と述べ、国民政府は絶対に「満洲国」の独立を承認することはできないが、日本と「満洲国」との関係についてはとくに問題とはしないという、国民政府としてはぎりぎりの譲歩のラインを明らかにした。

そして蔣は、「若シ日本カ前記三原則ニ加フルニ上海及塘沽停戦協定並ニ北支事件ニ関スル取極ノ廃棄ニ同意シ下サルニ於テハ支那トシテモ経済提携ノ相談ヲ為シ易」いばかりか、「蔣委員長ハ経済的提携ヨリ更ニ一歩ヲ進メ両国ハ「或ル共同ノ目的」ニ対シ軍事上ノ相談ヲ進ムル決心ヲモ有ス」と、踏み込んだ構想を披瀝した。

以上の蔣作賓の提起、提案に対して、広田弘毅は、まず「満洲国」問題について、「日本政府トシテモ満洲問題ノ困難ナルコトハ充分諒解シ得ルモ単ニ満洲国ノ独立夫レ自体ノミナラス独立国トシテノ満洲国ト北支トノ関係ニ付将来問題ノ発生セサル様スル為ニハ相当話合ノ要アリト思ハル御国ノ様ニ単ニ「不問ニ附ス」トイフカ如キ消極的方法ニテハ問題ノ解決トハナラス成程一挙ニ片付クルコトハ困難ナランモ将来種々ノ問題ノ起ラサル様今日ヨリ考慮ヲ加ヘ置クコト必要」と応じ、日本側は、「満洲国」問題は華北問題と連動したイシューであると考えていることを明らかにした。次に、両協定の解消問題については、「停戦協定ヲ廃棄セラレ度シト云ハルルモ廃棄後ノ事態ハ如何ナルヘキカ此等ノ点ニ付具体的方法ヲ考ヘ置クコト必要ナルヘシ」と述べ、中国側の提案を真剣に検討する考えはないという姿勢を示した。

1カ月後の10月7日、広田弘毅と蔣作賓は第3回会談（53）を行った。この会談では、まずこの間の9月24日に多田駿（支那駐屯軍司令官）が「国民党部及び蒋介石政権の北支よりの除外には威力の行使もまた已むを得ない」などと述べた、いわゆる「多田声明」問題が取り上げられ、続いて広田が10月4日決定の「対支政策に関する外・陸・海三相間諒解」（54）、いわゆる「広田三原則」を蔣に示した。これは前回の第2回会談とは無関係に取りまとめられたものであるため、蔣の提案、つまり中国側の意を酌み取ったものではまったくなく、日本側の構想を一方向的に提示したに過ぎなかった。会談では、蔣が譲歩の限界を示した「満洲国」問題に広田の発言は集中し、「日本ハ東

亜ノ平和維持ヲ最モ顧念シ居ル処右ハ単ニ日支両国間ノ諒解ノミナラス滿洲国ヲ加ヘタル日滿支三国間ノ諒解提携ニ依リ始メテ達成セラルル」と述べて、「滿洲国」を独立国として扱おうよう、そして「日滿支三国ノ關係調整ノ為ニハ支那側ニ於テ此ノ際滿洲国ノ承認ヲ斷行スルコト最上ナルモ支那側トシテモ対内其ノ他ノ關係上正式承認ヲ困難トスル事情アルヘキヲ以テ若シ承認困難ナルニ於テハ差当リ滿洲国ノ独立テフ既存ノ事實ヲ無視スルコトナク之カ存在ヲ事実上默認スルコトニ依リ少ク共滿支接壤地域タル北支ニ於テハ日滿支三国間ニ事実上充分ナル經濟的文化的提携ノ出来得ル様スルコト」を要求した。「滿洲国」の正式承認はしばらく求めないが、「北支」の特殊地域化を前提として二国間関係を再構築するよう迫ったのである。

蔣作賓からこの第3回会談の報告を受けた汪兆銘は、蔣に対して、政府から回答があるまで「中国駐在軍人の策動を嚴重に制止する」ことを広田に申し入れるよう、また蔣介石に対しては、「わが方が迅速に対策を確定しなければ6月に起こったことが再発する」可能性を伝え（55）、譲歩を含む早急な対案指示を求めた。

これに対して蔣介石は、汪に、

夷を以て夷を征す外交の放棄、偽滿（「滿洲国」）の尊重と共同防共を求め3条件が伝えられており、形式は若干軽減されているようであるが、その内容は、連盟脱退、偽国承認、対ソ〔俄〕同盟〔聯盟〕の変相であり、この内容を実施する第一歩である。ゆえにその意義は深重で、慎重に考慮しなければならない。弟（蔣介石）は、わが方は対案の原則に立ち、何事を行うにあたって、その適切な効果を求め、必ず中国の主権を尊重し、中国の統一を妨げてはならず、まず両国国民の疑惑を取り払い、感情を恢復することを根本的な方法とするべきである、と考えている。ゆえに先方がまず外交の常軌を恢復し、とりわけ華北の戦時状態については真っ先に解除すべきであり、もって両国政府の信義を立て、個々の案件を議論し、その効果を期さなければならない。

との内容の電報を打ち（56）、まず「広田三原則」には慎重に対応するよう

注意を促した。ここには、蔣作賓から第2回会談の報告を受け、「偽国承認問題について、広田は、一方的に言い張って譲ろうとしない軍人たちがほどではなく、これであれば中日関係の改善はあるいは可能かもしれない」(57)という幾分楽観的な見方に傾いていた汪兆銘の認識に修正を迫る意図があったものと考えられる。また、「中国側三原則」を堅持し、主権の尊重、外交の常軌回復、華北問題の解消を求めているように、蔣介石は年初来の対日方針を貫く決意であることをあらためて示した。「広田三原則」を議論する際の大前提を確認する必要があるとの考えである。なお、楊永泰は蔣作賓に対して、汪兆銘の蔣介石宛て報告文中にあった「広田に中国駐在軍人の策動を嚴重に制止するよう求めるとの一節に関し、暫時提起しないよう、政府に制止する力が無いにもかかわらず、これを求めることは、益が無いどころか有害でさえあり、慌ててはならない。今は自立自救あるのみで他人に求めてはならず、これが唯一の救国の道である」(58)、と注意喚起をしている。

それから2週間後の10月21日、広田弘毅と蔣作賓は、第4回会談(59)を行った。

冒頭、蔣は、丁紹伋(大使館参事官)に中国政府の正式回答を読み上げさせた。全文はかなりの長文に及ぶが、その終盤の部分にこれまで主張してきた中国側の要望が集約されている(60)。

本年九月七日蔣大使カ中華民國政府ヲ代表シテ広田閣下ニ対シテ提出シテ一切ノ条項ヲ日本帝国カ必ス実行シ滿洲問題ヲ除イテ一切九一八以前ノ状態ニ回復スルヲ要ス上海停戦協定塘沽停戦協定並ニ本年六月間華北事件ノ日華両国軍人間ノ商議等ハ孰レモ中華民國ヲシテ其ノ領土内テ十分ニ主権ヲ行使スルコトカ出来ス從ツテ時ニ発生スル所ノ紛糾ヲ鎮圧スルコトカ出来ナクナラシメル計リテ徒ニ日華両国間ノヤウヤク好転シ始メテ感情ノ融和ヲ傷ケルノテアルカラ日本帝国ノ即時ニコレラ協定及ヒ商議ヲ撤銷シ以テ中華民國地方秩序ノ安寧ト日華関係ノ根本改善ヲ誤ラレルコトヲ切望スル。

上海停戦協定、塘沽停戦協定および「北支事件ニ関スル取極」の解消要求

については、すでに第2回会談で蔣が広田に伝えていたが、ここではとくに「本年六月間華北事件ノ日華両国軍人間ノ商議」、つまり「梅津何応欽協定」や「土肥原秦徳純協定」に具体的に言及し、これらはいずれも中国の主権を大幅に制約するものであり、これらの協定や取決めの存在こそが中日両国関係改善の大きな障害となっていると指摘している。先ほどみた蔣介石の対日方針を充分反映した中国側回答であったことが確認できよう（61）。

そして懸案の「満洲国」問題をめぐっては、その後に引き続き行われた会談で両者の攻防が繰り返された。まず、広田が、「今後中国ハ満洲ニ対シ政府間ノ交渉ヲ為シ得ストアル処右ハ現情ト何等異ナル処ナキニ非スヤ尚諸外国ハ未タ満洲国ヲ正式ニ承認セサルモ通信其ノ他経済的ニハ各種ノ取極ヲ為シ且ツ現ニ交渉進行中ノモノアルニ中国ハ此等ヲモ満洲国トハ交渉セサル意ナリヤ」と質したのに対して、蔣は、「既ニ満洲国ト郵便電信鉄道等ノ交渉ヲナセリ」と、通車、通郵実施を念頭に他国同様充分対応しているとの姿勢を示した。次に、広田が、「満洲国ニ対シ平和的以外ノ方法ヲ用ヒテ変端^マヲ惹キ起スコトヲ為サストアル処右ハ従来ハ武力ニ依ツテ満洲国ノ変更破壊ヲ企図シタルカ将来ハ平和的方法ニ依ツテ所謂失地ヲ回復スルコトアルヤノ意ヲ暗示スルモノトモ認メラルル処果シテ然ルヤ」と詰問したのに対して、蔣は、「必スシモ斯ル意味ニ非ス中国ノ満洲国ニ対スル考ハ以前ヨリモ一歩進ンテ居ルト思フ」とかわし、さらに広田が、「関内外人民ノ経済連絡ヲ保持スルトアル処同字^マ旬ハ関外人民ハ依然中国人ト見做シ居レル意ナリヤ」と難癖をつけたのに対して、蔣は、「関外人ヲ中国人ト見ル意味ニ非ス」と深入りを避けた。最後に広田が、「前回……ハ経済連絡ノ外文化連絡ノコトヲモ話シ置キタルカ此点ハ如何」と反応を問うたのに対して、蔣は、「前回既ニ同意セリ」と簡潔に答え、広田の誘導的な質問を次々とかわしていった。「満洲国」承認の話題へと引き込まれないよう、強く警戒していたことがこのやり取りからうかがわれる。

さらに広田は、先に見た中国側回答部分について、「中国側三大原則ニハ幾多ノ問題アリ之ヲ実行シタル後ト云ハハ何時ノコトトナルヤ知レサル」、「貴方答復ニ依レハ上海塘沽両停戦協定ノ即時廃止ヲ希望シ居ル処右協定廃止後果シテ日支両国関係如何中国側ハ慢然^マ之カ廃止ヲ行ヒ得ルモノト考ヘ居

ラルル次第ナリヤ」といふ立ちを隠さなかった。これに対して、蔣は、「只日本カ大国トシテ進テ中国ニ好意ヲ示シ之ヲ廢止セラルルニ於テハ支那民心ニ多大ノ安定ヲ与ヘ対日依存ノ念ヲ深カラシムルモノト認メ日本カ其ノ撤廢ヲ敢行センコトヲ希望スルモノナリ」と応じ、一切妥協の姿勢を示さなかった。

おわりに

帰朝命令を受けた蔣作賓は10月28日、挨拶かたがた広田弘毅を往訪した(第5回会談)(62)。これが広田と蔣の最後の会談となった。

ここでも蔣は、「日支両国ハ永久ニ提携ノ意思アリ又之ヲ実施スル決意ヲ有スル次第ナレハ日本カ先ツ列国ニ率先シテ此等不平等条約撤廢ノ範ヲ示サレンコトヲ希望」と述べ、王寵惠が2月に提起した「中国側三原則」の第二項が、両国関係再構築の大前提であるとの考えを繰り返した。王がすでに「不平等ノ一例トシテ在支外国軍隊ノ件」にも触れていたように、当時の華北情勢を考えると、ここには支那駐屯軍や関東軍の撤退も含まれることを意味していたと考えるのが自然であろう。実際、蔣は、第2回会談で「中国側三原則」を説明する際、不平等条約の内容について、「例へハ租借地、租界、領事裁判権、駐屯軍、支那政府ノ許可ナクシテ軍隊ノ支那領内通過又ハ軍艦ノ領水内游行碇泊等」具体的に言及していた(63)。

これに対して広田は、「我方三条件ナルモノハ陸海軍等関係省ト充分相談ノ上決定セルモノニテ今後両国関係ノ調整ノ為ニハ終始之ヲ念頭ニ置キ之カ外交ノ骨子トナルモノナレハ此ノ辺ノ事情ハ貴国側ニ於テモ充分諒解シ置カルルコト肝要ナリ」と、「広田三原則」こそが日中関係改善の大前提であることを強調しつつ、ここには日中関係における日清講和条約締結以来の日本の優越を中国側に再確認させようとの意図がにじみ出ている。

両者の議論は、平行線をたどり、結局歩み寄ることなく物別れに終わった。

以上の広田弘毅・蔣作賓会談から、国民政府がいかに日本との対等、平等な関係をのぞんでいたのかがうかがわれよう。国民政府は、現地日本軍が中国の主権を無視した活動や要求を行い、それが中国国内における反日・抗日運動を高揚させ、これを口実に日本軍がさらに中国の主権を侵犯する行動を

起こしたり、主権を制約する要求を突きつけたりする、という悪循環を断たない限り、中日関係の根本的な改善など展望できない、と判断するに至っていた。小手先の関係改善策ではなく、中日間の不平等な関係そのものの見直しによって、新たな二国間関係を築いていこうとしていたのである。それはとりもなおさず、国民政府による国民国家建設、国民国家統合が、新たな二国間関係構築を展望し得る段階に到達しつつあったことを意味していた。ただ、それを阻む最大の障害が「満洲国」問題であった。張群が、「比較的勢力アル蒋介石及方針ノ一致セル蔣汪合作政府ノ下ニテモ満洲国ノ承認ヲ実行セハ現政府カ顛覆スルノミナラス内政的ニ大混乱ヲ来ス虞」あると、有吉明に語っていたように（64）、国民政府にとっては政権の正統性そのものにかかわる最も敏感な問題であり、しかも中日関係のこじれの最大の原因がこの問題にあった（65）。

さて、蔣作賓の帰国（10月31日）後、中国の内政、外交は、汪兆銘狙撃事件、幣制改革断行、中国国民党第5回全国代表大会開催などを通して新たなステージに入っていた。他方、日中関係は、8月4日に起こった瀋州事件を受けて華北情勢は混迷の度を増し、11月25日の「冀東防共自治委員会」の成立であらためて可視化することとなる日本軍を主体とした華北分離工作の強行実施によって悪化の一途をたどっていった。

注

- (1) 近年中国においても議論が活発化している。王檜林「論「十五年中日戦争」与「八年抗戦」」、『抗日戦争研究』第71期、北京、2009年。
- (2) 拙著『華北事変の研究－塘沽停戦協定と華北危機下の日中関係一九三二～一九三五年』、汲古書院、2006年。
- (3) この時期の蒋介石の対日思考について考察した研究として、呂芳上「面对強鄰：1935年〈蒋介石日記〉の考察」、黄自進主編『蔣中正与近代中日関係』、稻郷出版社、台北、2006年。
- (4) 島田俊彦「華北工作と国交調整（一九三三年～一九三七年）」、日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』第3巻、朝日新聞社、1962年。
- (5) 安井三吉『柳条湖事件から盧溝橋事件へ——一九三〇年代華北をめぐる日中の

対抗」、研文出版、2003年。ただ、安井氏は、塘沽停戦協定締結から盧溝橋事件勃発までの4年余の間について、国民政府は「日本との全面戦争に備えるべく、軍事、経済の建設に本格的に取り組んでいた」（同書、166-167頁）と述べはしているものの、国民政府の諸政策、とくに中央レベルの対日政策についての分析、検討は、ほとんど行っていない。

また、「満洲事変」から盧溝橋事件に至る時期の日中関係について、『蔣中正總統檔案』をつぶさに検討した近年の研究として、李君山『全面抗戰前の中日関係（1931-1936）』、文津出版、台北、2010年。

なお、「通車」とは「満洲事変」によって遮断された北平－「奉天」（瀋陽）間に直通列車を通すこと、また、「通郵」とは同じ理由で封鎖されていた「満洲国」と関内の郵便のやり取りを再開することである。

- (6) 本稿で扱う時期の国民政府の対日政策にソ連要因を加えて分析した研究として、鹿錫俊「日ソ相互牽制戦略の変容と蔣介石の「応戦」決定－再考一九三五年における中日ソ関係の転換過程－」、軍事史学会編『日中戦争再論』、錦正社、2008年。
- (7) 「第六十七回帝国議会議事速記録第二号」、『帝国議会議事速記録第六六・六七回議事昭和九年』、東京大学出版会、1984年、7頁。
- (8) 「一月二十一日須磨汪兆銘会談」、外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1部第4卷上、外務省、2006年、8頁。（以下、『日本外交文書』Ⅱ－1－4上と略す。）
- (9) 「須磨弥吉郎南京総領事発広田弘毅外務大臣宛第52号電報」（1月23日発）、同上、6頁。
- (10) 「一月二十九日有吉公使及汪兆銘会談」、同上、14頁。
- (11) 「有吉明中国公使発広田弘毅外務大臣宛第81号電報」（1月31日発）、同上、16頁。

邵元冲（宣伝委員会主任委員）は、同日の日記に、「（午後）6時、（蔣）介石の招宴に応じ、中央の各責任者がみなやってきた。（汪）精衛が外交状況について報告し、あわせて外交方針についての提案を行った。内容は、おおよそ主権を喪失しない原則の下で、中日の親善を謀り、もって目下の難関を打開するというものであった。余（邵）らは、本件は、懸念すべきことが頗る多く、疑問点や補足意見を提起するとともに、しかるべき最低の限度と最後の決心、および基本的には国力を充実させなければならない旨発言した。黄郛は、必死に説明し、日寇（日本）は現在軍と政治の意見がすでに一致している云々と述べた」と書き記している（王仰清ほか注『邵元冲日記』、上海人民出版社、上海、1990年、1206-1207頁、1月30日の条）。汪兆銘は、「主権を喪失しない原則の下」での対日外交政策の転換を訴えたが、中国国民党内で「中日親善」の理解を得ることはかなり難しかったことがうかがわれる。ちなみに邵は2月27日、宣伝委員会主任委員の職を辞す意向を表明し、後任には葉楚傖が就いた。

- (12) 「外交部総務司発蒋介石宛電報（刪電）」（3月15日）、『特交文電－日寇侵略之部・迭肇事端』第三卷、（台湾）国史館所蔵。（以下、『迭肇事端』第三卷と略す。）
- (13) 「若杉要公使館一等書記官発広田弘毅外務大臣宛第430号電報」（1934年12月12日発）、外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅱ第1部第3巻、外務省、2000年、48-49頁。
- (14) 軍令部「察哈爾省張北問題（支那特報第13号）」（7月3日）、島田俊彦・稲葉正夫編『現代史資料8日中戦争1』、みすず書房、1964年、75-76頁。（以下、『現代史資料8日中戦争1』と略す。）
- (15) 「楊杰発蒋介石宛電報」（1月8日）、秦孝儀主編『中華民國重要史料初編－対日抗戦時期・緒編』（一）、中国国民党中央委员会党史委員会、台北、1981年、663頁。（以下、『重要史料初編』（一）と略す。）
具体的には、察哈爾省方面における現地軍の動きに加え、1月4日から5日にかけて「対支蒙諜報関係者」が大連に会同して開催された大連武官会議などを指しているのであろう。中国側は、同会議を強く警戒しており、例えば、何応欽は、上海で鈴木美通と懇談し、その際、鈴木は言葉を濁していたが、「影佐（禎昭）が大連で会議に参加し、日本のわが方に対する政策は、ほぼこの会議で決定されたようだ」との内話を得ていた（「何応欽発蒋介石宛電報（文辰行秘電）」（1月12日）、『迭肇事端』第三巻）。
- (16) 「蒋介石発宋哲元宛電報（灰未機溪電）」（1月10日）、『重要史料初編』（一）、663頁。
- (17) 「蒋介石発周駿彦宛電報（真未機溪電）」（1月11日）、同上。
- (18) 「何応欽発汪兆銘・蒋介石・黄郛宛電報（號已行秘電）」（1月20日）、沈雲龍編『黃膺白先生年譜長編』下冊、聯経出版事業公司、台北、1976年、842頁。
- (19) 「大灘會議全卷」、外交部『日軍窺伺察哈爾案』（台湾）国史館所蔵。
- (20) 「蒋介石発蔣作賓宛電報（銑機牯電）」（2月16日）、『革命文献拓影－統一時期・華北局勢与対日交渉』（下）、（台湾）国史館所蔵。（以下、『華北局勢与対日交渉』（下）と略す。）
- (21) 「外交部総務司発蒋介石宛電報（馬電）」（2月21日）、『迭肇事端』第三巻。
- (22) 「汪兆銘発黄郛宛電報（真電）」（2月11日）、『黃膺白先生年譜長編』下冊、846頁。
- (23) 「黄郛発汪兆銘宛電報（文電）」（2月12日）、同上、846-847頁。
- (24) 「黄郛発蒋介石宛電報（刪電）」（2月15日）、同上、847頁。
- (25) 「蒋介石発孔祥熙、王寵惠宛電報（刪機牯電）」（2月15日）、『華北局勢与対日交渉』（下）。
- (26) 「蔣委員長対日本大阪朝日新聞記者談話」（2月14日）、秦孝儀主編『中華民國重要史料初編－対日抗戦時期・緒編』（三）、中国国民党中央委员会党史委員会、台北、1981年、638頁。（以下、『重要史料初編』（三）と略す。）
- (27) 東亜局第1課「広田大臣王寵惠会談要録」、『日本外交文書』Ⅱ－1－4上、25頁。

広田弘毅と王寵恵の会談について、秦孝儀主編『総統蔣公大事長編初稿』第三卷（台北、1978年、180頁、3月4日の条）は以下のように総括している。

王寵恵氏は訪日の任務を全うし、「平等の基礎により、両国の親善を謀ることについて、真摯な意見交換を行い、結果は円満であった」由。王氏は、2月19日、東京に到着し、2回にわたって日本の広田外相と会談し、私人の資格でわが政府の善隣の意向を伝達した。王氏は、「中日両国は速やかに東北問題を解決すべきである」、ならびに「日本が親善二大原則を実行することを希望する。第一に、中日両国は完全に独立平等の立場に立ち、日本はまず中国に対する一切の不平等条約を取り消さなければならない。とりわけまず中国における領事裁判権を取り消さなければならない。第二に、中日両国は相互に真正の友誼を維持しなければならない。およそ正常な友誼にあらざる一切の行為、例えば統一、治安の破壊、人民生活の妨害等はいずれも相手方にしてはならない」旨表明した。広田外相は、王氏が提起した二大原則に対して、賛同を表明したものの、中国が暫時満洲問題を提起しないよう希望し、おおよそ「もしこの問題の解決を日中親善の先決条件とするなら、おそらくせつかく好転しかけた日中関係に変化が生じるであろう」と述べた。ここからは、日本の軍閥勢力が跋扈していることにより、政府には制御する力がなく、しかも政権当局は日中関係の改善に対して、誠意と決心を欠いており、侵略政策を決然と放棄することができない、ことを見て取ることができる。

さらに、4月24日、蒋介石は、「亮疇（王寵恵）の総括報告の結論。（甲）東北問題について議論することを認めない。（乙）共同防ソ〔俄〕を要求し、さらに対ソ〔俄〕同盟で軍事はその統制を受ける。（丙）経済提携を要求し、さらに経済はその統制を受ける。倭（日本）が欲しているのは、領土〔土地〕、軍事、経済であり、最後には文化を統制し、わが民族の死命を制することにある」との感想を漏らしている（同、190頁、4月24日の条）。王寵恵の訪日を通して、むしろ蒋介石の対日不信が一層高まったということができよう。

なお、王寵恵の訪日日程や会談した日本側の顔ぶれ等については、余偉雄『王寵恵と近代中国』、文史哲出版社、台北、1987年、84-87頁。

- (28) 「須磨弥吉郎南京総領事発広田弘毅外務大臣宛第52号電報」（1月23日発）。
- (29) 「須磨弥吉郎南京総領事発広田弘毅外務大臣宛普通第99号公信」（2月4日）、『日本外交文書』Ⅱ-1-4上、19頁。
- (30) 「蒋介石発孔祥熙、王寵恵宛電報（銑牯電）」（2月16日）、『華北局勢与対日交渉』（下）。
- (31) 「対中国国際援助問題に関する情報部長の非公式談話」、外務省編『日本外交年表並主要文書1840-1945』下、原書房、1966年、284頁。
- (32) 『蔣中正總統檔案－事略稿本』第29卷、国史館、台北、2007年、305頁、2月10日の条。

第三項目に関連して、1月19日付『申報』は、「中日関係改善の鍵－広田訪中説の感想」と題する「時評」を掲載し、「日本は中日関係が悪化した原因を自ら知った後、十二分の決心と誠意を以てわが国の当局と協議してはじめて中日の親善は有望となるだろう。……日本人はかつて大アジア主義を唱え、われわれはこれを耳にして嬉しかった。中山（孫文）先生の時代にもこの主張があった。しかし大アジア主義を実現するためには、まずアジア民族を平等の立場に立たせ、相互に支配したり、侵犯したりしてはならない。こうしてはじめて親善と協力を語るができるのである。もしかつて白人が異民族に行った政策をわれわれに行うなら、その主張はわれわれが知りたいものではない」と、国家・民族の「平等」こそが「大アジア主義」実現の大前提条件であるとともに、「親善」、「協力」の根本的基礎であるとの考えを展開していた。

- (33) 波多野澄雄「一九三五年の華北問題と上海武官」、岩倉規夫ほか編『近代文書学への展開』、柏書房、1982年。
- (34) 小林一博氏は、磯谷廉介が上海着任後、永田鉄山（陸軍省軍務局長）宛てに書き送った着任挨拶に対する永田の5月12日付返書を紹介しているが、そこには「先般御申越の二名の親日者の件に関しては努めて御趣旨に副ふべきと存候」とある。永田は、遅くとも12日までには出先の動きを把握し、しかも磯谷の「御趣旨」に異存ない考えを持っていたことが確認でき、極めて注目される（『支那通』一軍人の光と影－磯谷廉介中将伝、柏書房、2000年、102頁）。
- (35) 「若杉要大使館参事官発広田弘毅外務大臣宛第174号電報」（6月7日着）、『日本外交文書』Ⅱ－1－4上、344頁。
- (36) 「何応欽發蒋介石宛電報（賀未秘電）」（7月20日）、『迭肇事端』第三卷。
- 日中間の接触で日中ハイレベル会談について話し合われ始めたのは7月上旬である。7月7日、張群および陳儀が磯谷と会談した際、蒋介石が「暫時南京に戻った際、日本が国を代表する大官〔大員〕を派遣し、誠意を披瀝して日中間の根本問題について協議し、両国間から永久に紛糾を取り除く」（蔣鼎文發蒋介石宛電報（青機電）」（7月9日）、同）旨の提案が行われていた。日本からの高官訪中は、磯谷側からされていたようで（「錢大鈞發蒋介石宛電報（青電）」（7月9日）、『迭肇事端』第四卷）、これをいかなる理由で蒋介石の訪日提案へと切り替えたのか、その経緯は詳らかでない。
- (37) 「蒋介石發何応欽宛電報（敬午機峨電）」（7月24日）、『華北局勢与対日交渉』（下）。
- (38) 「陳儀發蒋介石宛電報（號電）」（7月20日）、『迭肇事端』第三卷。
- (39) 「磯谷廉介より本庄繁宛書簡」（8月19日）、前掲、波多野澄雄「一九三五年の華北問題と上海武官」、380頁。
- (40) 「何応欽發蒋介石宛電報（漾西秘電）」（7月23日）、『迭肇事端』第三卷。

7月上旬、磯谷は、張群および陳儀と接触した際、「中国は、聯ソ容共、ソ

連の党制度を採用してから、革命外交を実行し、帝国主義打倒から専ら日本帝国主義打倒となり、軍隊や学校はいずれも（その）薫陶を受け、二、三十歳の知識階級は先入観を持ち、縦方向では党の組織はますます強化され、横方向では各種の工会が利益誘導と脅迫を行い、一般の民衆に至っては、自由に意志を実現する道がない。かかる害毒は、もし掃き清められなければ、両国民族にとって子々孫々とてつもない害となろう」などと述べて、第一次国共合作以降、中国国民党が反日、排日的になったとの見解を示しつつ、国民党批判を展開していた（「張群・陳儀發蔣介石宛電報（江西電）」（7月3日）、同）。

- (41) 「何応欽發蔣介石宛電報（魚午秘電）」（8月6日）、同上。

顔惠慶（駐ソ大使）は、その日記に、「宋子文からの来電によれば蔣が日本の要求を持ち帰ってきた由。1、満洲国の承認、2、軍事同盟〔聯盟〕の締結、3、経済提携、4、文化協力」と記しているが（上海市档案馆訳『顔惠慶日記』第二巻、中国档案出版社、北京、1996年、912頁、7月23日の条）、興味深いことに、陳儀が磯谷廉介に提示した「中日友好条約綱領」の各論部分は、「満洲国の承認」を除いて、ここにある残りの3つを項目立てしており、しかもこの順序のとおりとなっている。ここに記されている「蔣」とは、「持ち帰ってきた〔帯回了〕」という語句から、7月4日、日本を離れ、10日に南京入りした蔣作賓であったことは間違いない。

それでは、蔣は、「日本の要求」をどのように入手したのであろうか。それを解くカギは、広田弘毅と蔣作賓の会談記録にある。一時帰国を控えた蔣は、7月1日、広田を往訪しているが、蔣は、その際広田が次のように語ったことを記録している（「蔣作賓のメモ」（7月1日）、外交部『華北問題雜卷案』（台湾）国史館所蔵）。

「華北事件が発生し、原因は複雑である。軍部は、一切は貴国の満洲国不承認によって引き起こされたと考えており、これをさらに遷延すれば、華北事件に類似した出来事がさらに多く発生することになろう。余は、貴国がただちに満洲国を承認することが最も良いことと考えており、そうすれば一切の事件が一刀両断に解決することであろう。両国の経済は、適切に提携し、排日、排日貨を厳禁すべきである。とりわけ華北経済提携、例えば棉業、鉅業、鉄道等をさらに積極的に進めなければならない。日中両国は古より文化があり、世界各国の文化の冠をなしている。日中両国は責任をもってこれを発揚し、輝かせなければならない。共産党の悪しき思想の伝来により、一部の人士が東方文化への反対と容共政策によって古の礼教を打倒するに及んだ。現在、両国の文化は適切に協力し、西側から伝わった悪しき思想を排除しなければならない。余は、これが現在最良の方法であると考えている。また、中国共産党は漸次満蒙方面に進出する趨勢であるが、日本と満洲国は攻守同盟を結んでおり、あらかじめ防備しないわけにはいかない。軍部側は、現在華北お

よび察哈爾・綏遠等の地域において防御を共同検討する必要があると考えている。いわゆる防御の共同検討は、決して軍隊を当該地域に即時派遣することではなく、その方法について共同研究することに過ぎない。」

ここで広田が、「満洲国承認」、「経済提携」、「文化協力」、「防御の共同検討」、つまり宋子文の顔惠慶宛て電報に認められるすべての項目に言及している点に注目しておきたい。順序の異同については、陸軍武官である磯谷との接触、つまり日本の軍部を意識してのことによるものと考えられる。いずれにせよ、「中日友好条約綱領」は、「中国側三原則」を大前提としながら広田の発言を踏まえつつ草せられたことがうかがわれる。

- (42) 「何応欽発蒋介石宛電報（有申秘電）」（7月25日）、『迭肇事端』第三卷。
- (43) 「蒋介石発何応欽宛電報（斉申秘蓉電）」（6月8日）、『特交檔案分類資料－中日戦争・華北局勢』第24卷、（台湾）国史館所蔵。
- (44) 「楊永泰発黄郛宛電報（刪亥蓉電）」（6月15日）、『特交檔案分類資料－中日戦争・華北局勢』第21卷。
- (45) 「何応欽発蒋介石宛電報（有申秘電）」（7月25日）。
- (46) 「何応欽発蒋介石宛電報（有亥秘電）」（7月25日）、『迭肇事端』第四卷。

中国側は9月に入ってからハイレベルの日中会談実現を検討し続けており、9月21日段階では何応欽の訪日が模索されていた（「何応欽発蒋介石宛電報（馬戌秘電）」（9月21日）、同）。蒋介石は、何応欽が訪日することを前提に、「随員は、日本の事情に精通し、外交技術もあらし持っている者をできるだけ多く連れて行くのがよい、張群と熊式輝の二人は同行できるのか」、アドバイスしつつ訊ねている（「蒋介石発何応欽宛電報（漾巳機蓉電）」（9月23日）、『華北局勢与対日交渉』（下））。

- (47) 「須磨弥吉郎南京総領事発広田弘毅外務大臣宛第806号電報」（8月10日発）、『日本外交文書』Ⅱ－1－4上、54頁。
- (48) 「有吉明中国大使発広田弘毅外務大臣宛第642号電報」（8月15日発）、同上、54-55頁。
- (49) ここに汪兆銘の名を記さなかったのは、6月30日に病気を理由に南京を離れ、上海に、7月15日にはさらに青島に向かい、南京・上海を不在にしていたからである。しかし、陳儀の示した試案には唐有壬らを介して汪の考えも反映されていたと考えるのが自然であろう。
- (50) 磯谷廉介の8月19日付本庄繁宛書簡には、「日支直接交渉に関しては先般来蒋介石の意思を受け何応欽、陳儀より小官迨極秘裏に申出居り候も此辺我帝国政府として十分堅確なる決心必要に可有之未^マ外面には何等漏し居らす単に中央等^マにのみ御披^マ申上且つ一度関東軍と意見の交換も致し度板垣少将と近く会談も希望罷在次第に御座候、直接交渉案も中央へは一応提出致し居り候」（前掲、波多野澄雄「一九三五年の華北問題と上海武官」、381頁）とあり、磯谷

は陳儀との接触について陸軍中央に何らかの形で伝えていたものと考えられる。ただ、何応欽や唐有壬ら中国側は、「中日友好条約綱領」を含めた一連の接触に対する磯谷個人の反応ではなく、東京サイドの反応であると実感、あるいは確認できるリアクションを求めているのであろう。また、磯谷が本書簡で言及している「直接交渉案」とは、磯谷が、おそらく甘海瀾（淞滬警備司令部副官処長）に手渡し、甘から8月10日に陳に報告された「日中直接交渉要領案」（「陳儀発蔣介石宛電報（寒電）」（8月14日）、『迭肇事端』第三卷）を指しているものと推察される。内容は、本文で紹介した7月20日、23日および25日に磯谷が陳儀に口頭で要求していた諸事項を「要領」風に整理したものとなっている。全文は以下のとおりである。

「日中直接交渉要領案」

- (1) 中国は満洲・上海事変に対し全責任を以て直接交渉を行い、解決を図る意志を表明する。
- (2) 右交渉の成立を期すべく、中国の現状に鑑み、（蔣介石）委員長本人の登場を求める。
- (3) 両事変の原因は、国民政府が広州時代に採用した容共政策であり、現在に至り共産主義を排除しようとしているが、その政策は対内、対外を問わず今なお存在していると認められる。このような政策は、日中の国交を妨害し東亜の平和を攪乱しているため、一律に是正を断行していただきたい。
- (4) (一) 右政策の「一国一党」主義を放棄すること。(二) 国民党の組織をすべて廃止すること。(三) 黄埔軍官学校出身の軍人を基幹組織とした中央軍を改めること。(四) 国民党が組織したすべての秘密団体を解散し、日中親善に違う内面策動を根絶させ、日中提携の精神を妨害するすべての行為を禁止すること。
- (5) 満洲事変勃発以降、日満間で成立した諸条約・協定について、中国は秘密文書を日本に提出することによってこれを一律に承認する。
- (6) 中国は、満洲国を承認する雰囲気醸成することに漸次努力する。満洲国を公式に承認する時、すなわち第八項を実現した時、同時に中国は満洲国との交渉を開始し、以上の諸項目の達成を目的とする日中直接交渉を行う際、日中は秘密文書によって中国に満洲国の内治と外交を黙認させる。
- (7) 両事変によって成立した停戦協定を改正、補修したうえで、協定の精神にもとづいて華北、上海両地方における将来の秩序の安寧を維持する。
- (8) 以上が直接交渉によってすでに実現したことが確認された後、日中両国は政府の名義により東亜の平和を確立するために、相互平等の精神

にもとづいて軍事、外交、財政、産業、文化等各諸条約を締結し、相互援助・協力を実現させる。

本文で確認した須磨弥吉郎に対する何応欽の内話によれば、遅くとも8月10日までは「外務官憲ト此ノ種話合ヲ続クルコト得策」との判断に至っている。陳儀が上海を離れ福州に戻ったのは7月31日（『申報』、8月1日）、陳儀が甘海瀾から「日中直接交渉要領案」の報告を受けたのは8月10日、さらに陳儀が同内容を蒋介石に打電したのは14日であり、この「要領案」が磯谷と陳との接触打ち切りの判断材料となったわけではなかったと考えられる。ただ、同「要領案」は、中国側の「中日友好条約綱領」の内容とはあまりにもかけ離れており、到底中国側がのめるものではなかったことはあらためて説明するまでもないだろう。

なお、陳儀は上海を離れる直前まで何応欽、黄紹竑と相談し、高官派遣の件については「雨岩（蔣作賓）兄が東京に赴いて協議する」ことを、対日外交については「受動的（姿勢）から転じて主体的に東京当局、岡田首相、林陸相、広田外相等に対してわが方の誠意を開陳し、拒絶できない問題、例えば華北通航および上海・福岡通航等については先方の催促を待つことなくわが方から自発的に協力する」ことなどを蒋介石に提言している（『陳儀發揚永泰宛電報（世亥電）』（7月31日）、『迭肇事端』第三卷）。

(51) 太田一郎「広田大臣蔣大使会谈録（第二回）」（9月7日）、『日本外交文書』Ⅱ－1－4上、58-65頁。

(52) 日本側記録によれば、この会談で、蔣作賓が提示した三原則は次のとおり。

(一) 日支両国ハ相互ニ相手国ノ國際法上ニ於ケル完全ナル独立ヲ尊重スルコト。

具体的ニ申セハ支那カ外国ヨリ強制セラレテ締結シタル一切ノ条約即チ一切ノ不平等条約ノ撤廢之ナリ不平等条約ノ内容ニ関シテハ詳細申上クルノ要ナシト存スルモ例ヘハ租借地、租界、領事裁判権、駐屯軍、支那政府ノ許可ナクシテ軍隊ノ支那領内通過又ハ軍艦ノ領水内游行碇泊等。総テ國際法上完全ナル独立国トシテ享有スヘキ權利ヲ尊重セラルルト共ニ独立国ニ対スル國際法上ノ義務ヲ遵守スルコト即チ日支両国カ御互ニ完全ニ平等ノ地位ニ立ツコト。

(二) 日支両国ハ真正ノ友誼ヲ維持スルコト。

日支両国ハ相互ニ相手国ニ対スル非友誼の行動例ヘハ統一ノ破壊、社会秩序ノ紊乱、誹謗破壊等一切ノ行為ヲナサルコト。

(三) 今後日支両国間ニ於ケル一切ノ事件ハ平和的外交手段ニヨリ解決スルコト。

茲三四年ノ間稍々モスレハ外交機関ニ非ル任意ノ個人ヨリ自由勝手ナル要求アリ又甚シキハ暴力手段ニ出テラルコト間々アリ右様ノ事態

ニテハ日支親善ハ到底出来サレハ今後ハ外交機関ニ依リ平和的手段ヲ以テ処理セラレ度キコト。

なお、蔣作賓は、それぞれの内容を簡略化して外交部に報告しているが、各項目の順序は日本側記録と同一となっている（「蔣作賓發外交部宛第241号電報」（9月7日）、『重要史料初編』（三）、640-641頁）。

- (53) 太田一郎「大臣、蔣大使会談要録（第三回）」（10月7日）、『日本外交文書』Ⅱ－1－4上、69-70頁。
- (54) 「対支政策に関する外・陸・海三相間諒解」は次のとおり（『日本外交年表並主要文書1840-1945』下、303頁）。

帝国ヲ中心トスル日滿支三国ノ提携共助ニ依リ東亜ノ安定ヲ確保シ其ノ發展ヲ計ルハ我對外政策ノ根基ニシテ我對支政策ノ目的モ亦実ニ茲ニ存ス
右目的ヲ達成スル為ニハ先ツ左記要綱ニ基キ大義名分ニ即シ且緩急宜シキヲ制スル方法ニ依リ支那側（中央及地方政權）ヲシテ帝国及滿洲国ニ対スル關係ヲ整調セシメ以テ日滿支三国間ノ根本關係ヲ確立シ得ヘキ状態ニ至ラシムルヲ要ス

- (一) 支那側ヲシテ排日言動ノ徹底的取締ヲ行ヒ且欧米依存政策ヨリ脱却スルト共ニ対日親善政策ヲ採用シテ該政策ヲ現実ニ実行シ更ニ具体的問題ニ付帝国ト提携セシムルコト
- (二) 支那側ヲシテ滿洲国ニ対シ究極ニ於テハ正式承認ヲ与ヘシムルコト必要ナルモ差当リ滿洲国ノ独立ヲ事実上黙認シ反滿政策ヲ罷メシムルノミナラス少ク共接滿地域タル北支方面ニ於テハ滿洲国トノ間ニ經濟的及文化的ノ融通提携ヲ行ハシムルコト
- (三) 外蒙等ヨリ來ル赤化勢力ノ脅威カ日滿支三国共通ノ脅威タルニ鑑ミ支那側ヲシテ外蒙接壤方面ニ於テ右脅威排除ノ為我方ノ希望スル諸般ノ施設ニ協力セシムルコト

以上要綱所載ノ諸点カ着々実行ニ移サレ我方カ日滿両国トノ親善提携ニ関スル支那側ノ誠意ヲ確認スルニ於テハ先ツ日支間ニ親善協力關係ノ設定ニ関スル包括的取極ヲナシ次テ日滿支間ノ新關係ヲ規律スルニ必要ナル取極ヲ行フモノトス

なお、7月2日付「対支政策に関する件」（東亜局試案）の第一項は、「支那側に於て排日言動の徹底的取締を行ふと共に日支両国は東亜平和の確保に関する其の特殊の責任に基き相互独立尊重及提携共助の原則に依る和親協力關係の設定増進に努め（經濟的文化的の方面より着手す）且更に進むで滿支關係の進展を計ること」となっていて、中国側が強く求めていた原則の一つ「相互独立尊重」の文言が挿入されていたが、7月20日付陸軍省軍務局対案は、これを第一項（三原則中）から除外して文末に移し、しかも「我方に於て支那が真に日滿と親善提携するの態度を確認」することをその条件とした。最終

的には上記成案のように完全に削除されることとなる。ただ、東亜局側もとりたててこの文言を重視していたわけではなく、8月5日付守島伍郎提案では軍務局対案に則り早速本文中から削除している。また、後に成案冒頭「帝国ヲ中心トスル日滿支三国」という表現に落ち着く「日本を盟主とする」という秩序概念の挿入明記は同軍務局対案に加え、「日本を中心とする日滿支三国」とした8月3日付海軍省軍務局対案による（「対支政策〔広田三原則〕決定の経緯」（外務省東亜局一課調書）、『現代史資料8日中戦争1』、102-108頁）。

- (55) 「汪兆銘発蒋介石宛電報（蒸電）」（10月10日）、『迭肇事端』第四巻。
- (56) 「蒋介石発汪兆銘宛電報（元午機注電）」（10月13日）、『重要史料初編』（三）、642-643頁。
- (57) 「汪兆銘発蒋介石宛電報（青辰電）」（9月9日）、『迭肇事端』第三巻。
- (58) 「楊永泰発蔣作賓宛電報（元電）」（10月13日）、『重要史料初編』（三）、643頁。
- (59) 太田一郎「大臣、蔣大使会谈録（第四回）」（10月21日）、『日本外交文書』Ⅱ－1－4上、78-80頁。
- (60) 「中華民國二十四年十月二十日付書物写」、同上、82頁。
なお、引用した日本語文の文末部分「誤ラレルコトヲ切望スル」は、中国語文では「以謀中国地方秩序之安寧及中日關係之根本改善」となっており、「謀ラレル」が正しいと判断される。
- (61) 蒋介石は、蔣作賓に対して語句や表現の修正、文言の削除など細かな指示を行っている（「楊永泰発蔣作賓宛電報（巧電）」（10月18日）、『華北局勢与対日交渉』（下））。なお、「巧電」は2つあるが、いずれも起案文の欄外に「特別機密」、「特密」と書かれ、発信者は蒋介石ではなく楊永泰とするよう指示されている。
- (62) 太田一郎「広田大臣蔣大使会谈録（第五回）」（10月28日）、『日本外交文書』Ⅱ－1－4上、85-89頁。
- (63) 「広田大臣蔣大使会谈録（第二回）」（9月7日）、同上、60頁。
- (64) 「有吉明中国大使発広田弘毅外務大臣宛第671号電報」（8月30日発）、同上、56頁。
- (65) 井上寿一氏は、「中国国内における対日妥協路線への反対論の高揚は、蔣政権に満州問題での対日譲歩を困難なものとした」と述べているが（『危機のなかの協調外交－日中戦争に至る対外政策の形成と展開』、山川出版社、1994年、222頁）、本稿で確認したように、1935年1月段階ですでに「満洲国」問題をめぐって日中間で激しい応酬が行われており、天津日本租界事件以降の情勢変化の中で、国民政府の「満洲問題」をめぐる対日譲歩が困難になっていったわけではない。また、同氏は「広田三原則をめぐる日中交渉の際の中国側の対応は、明らかに対日政策の基本方針に重大な転換があったことを示している」とも述べているが（同、219頁）、これも本稿ですでに明らかにしたように、

国民政府の対日政策の基本方針は1935年初めに確定されて以降、同年秋の段階に至っても変わっていなかった。むしろ国民政府は、一貫して対等、平等な二国間関係の樹立を訴え続けていたのである。

华北事变时期的中日外交谈判；以“满洲国”问题和“三原则”的两国之间的冲突为中心

内 田 尚 孝

1935年不但是爆发中日全面战争前最关键的一年，而且是了解九一八事变和七七事变关系最重要的一年。本文对1935年华北事变时期的中日外交谈判进行了考察，详细地分析了当时两国之间的对立关系问题以及两国之间是否存在外交回旋余地等问题。

1935年中日两国举行了数次高级外交会谈，其中广田弘毅·王宠惠会谈和广田弘毅·蒋作宾会谈已经被很多学者关注，在很多论文中有所提及。但是这两个会谈的关系至今尚未明确，这是因为中日各方的档案不太完整，因此很难将当年中日外交谈判的整个过程明朗化。

在这两个会谈之间，中日双方曾在上海举行过几次秘密会谈，在这几次秘密会谈中，中方代表均是陈仪，而日方代表均为矶谷廉介。本文参考了中日双方的档案，特别是参考了蒋中正总统档案，对矶谷廉介·陈仪秘密会谈进行了详细地分析，明确了广田弘毅·王宠惠会谈和广田弘毅·蒋作宾会谈的关系以及1935年的中日外交谈判的真相。

学界一般认为国民政府的对日政策在1935年一年中逐渐强硬化，这个趋势是在蒋介石的所谓最后关头演说上体现出来的，可是本文指出国民政府的对日政策在1935年从年初到年末一直没有变化，是一贯的。当时中方特别重视在平等、互惠的原则上调整中日两国关系，因为没有根本解决两国之间的基本矛盾问题，因此两国关系不能保持长期性的和平、稳定。

探讨全面战争爆发前的中日关系时，人们一般比较重视1936年的川越茂·张群会谈，认为这个会谈是两国关系陷入僵局的象征。但是通过本文的考察，我们可以发现该会谈的双方对立矛盾问题早在1935年的年初就明朗化，尖锐化了。

A Reconsideration of Sino-Japanese Diplomatic Relations in the Huapei Incident:
The Manzhouguo Problem and the Three Principles

Naotaka UCHIDA

Keywords: Sino-Japanese War, Huapei Incident, Three Principles,
Koki Hirota, Jiang Jieshi